

【49釈 文】生類憐れみ令並び捨て子・博奕の禁令
(年次不詳)

覚

一生類憐愍之義、前々度々被二
仰出一候通、堅可レ相ニ守之、若鹿末之

致方有レ之ハ、後日相聞江候とも、

全(詮)議之上、急度可レ為ニ曲事一候事

一捨子致候儀、又ハ犬を捨、牛馬を捨

候不届、堅仕間敷候、五人組切に名主・
年寄立合、無ニ断絶ニ可レ相ニ改之、不届

出来候におゐてハ、名主・年寄・五人組迄

可レ為ニ曲事一候、自然養兼候子細有レ之ハ、
早速可ニ申來一候事

一博奕堅仕間敷候、不届之族有レ之ハ、
此方より召捕候ハヽ、其所之名主・五人組・

家隣・家向迄、其品ニより急度いたしめ
可ニ申付一候間、可レ得ニ其意一候事

【49読み下し文】

覚

一生類憐愍(れんびん)の義、前々度々(たびたび)
仰せ出され候通り、堅くこれを相守り、若(も)し鹿末(そまつ)の

致し方これ有らば、後日相聞こえ候とも、

全(詮)議(せんぎ)の上、急度(きっと)曲事(くせごと)たるべく候事
一捨て子致し候儀、又は犬を捨て、牛馬を捨て

候不届(ふとどき)、堅く仕る間敷(まじく)候、五人組切に名主・
年寄立ち合い、断絶(だんぜつ)無くこれを相改むべし、不届

出来(しゅつたい)候におゐては、名主・年寄・五人組迄
曲事たるべく候、自然養い兼ね候子細(しさい)これ有らば、

早速(さつそく)申し來たるべく候事

一博奕(ばくち)堅く仕る間敷候、不届の族(やから)これ有らば、
此の方より召し捕らえ候はば、其所の名主・五人組・

家隣り・家向い迄、其の品により急度いたしめ
申し付くべく候間、其の意を得べく候事